

## 吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

### 1 募集の趣旨・目的

吉野町は令和 8 年 5 月 3 日に町制 70 周年を迎えます。町制 70 周年を記念した様々な事業の展開や、町内外に本町の魅力を発信するにあたり、より皆様に一体感を持ち 70 周年を盛り上げていただけるよう、シンボルとなる「ロゴマーク」「キャッチフレーズ」を募集します。

### 2 募集内容

- (1) 吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク
- (2) 吉野町町制 70 周年記念キャッチフレーズ

### 3 使用する目的

募集するロゴマーク・キャッチフレーズは吉野町の発行する啓発物品や印刷物、吉野町ホームページ等をはじめ、町制 70 周年記念に協賛、後援、運営協力する企業・団体の取組などにおいて広く告知・広報に使用する予定です。なお、その使用にあたっては、町制 70 周年記念の取組に関わるものに限定します。

### 4 応募資格

- (1) ロゴマーク応募資格

吉野町にゆかりのある人（町内在住、在勤・在学、吉野町出身のほか、町でのエピソードや町への想いを応募時に記載できる方）

- (2) キャッチフレーズ応募資格

吉野町に在住、または在勤・在学している人

※ロゴマーク応募及びキャッチフレーズ応募とともに、国籍、年齢、資格、プロ・アマ、個人・団体は問いません。

### 5 募集期間

令和 8 年 1 月 15 日（木）～令和 8 年 2 月 24 日（火）必着

### 6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記載し、電子メール、郵送または持参のいずれかでご応募ください。応募用紙は、応募用紙設置場所または町ホームページから入手ください。

＜応募用紙設置場所＞

- ・吉野町役場 本庁舎「1 階ロビー」「2 階町長公室窓口」
- ・吉野町中央公民館 1 階ロビー

### (1) 電子メールの場合

応募用紙に必要事項を記入し、下記アドレス宛に送信してください。ロゴマークは、応募用紙とは別データとしてメールに添付してください。

なお、メールにより受領できるデータサイズは10MBまでとなります。

yoshino\_70th@town.yoshino.lg.jp

件名：「ロゴマーク・キャッチフレーズ応募」

### (2) 郵送の場合

応募用紙に必要事項を記入の上、下記の宛先に郵送してください。郵送による応募作品の受付通知は行いませんのであらかじめご了承ください。

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

吉野町役場 町長公室

吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ担当

※応募用紙は折らずにお送りください。

### (3) 持参の場合

応募用紙に必要事項を記入の上、下記の窓口に持参してください。

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

吉野町役場 2 階 町長公室窓口

吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ担当

開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土曜日・日曜日及び祝日は開庁しておりません

※応募用紙は折らずにご持参ください。

## 8 応募要件

### 【ロゴマーク・キャッチフレーズ共通事項】

- (1) 本募集要項「1 募集の趣旨・目的」を踏まえた、町制 70 周年を広く効果的にプロモーションできるロゴマークまたはキャッチフレーズとしてください。
- (2) ロゴマーク、キャッチフレーズともに単体での応募となります。ロゴマークの中にキャッチフレーズを入れるなど、自身が作成したキャッチフレーズ作品との併用を前提とした応募はできません。
- (3) 応募作品は生成 AI を使用していないものに限ります。
- (4) ロゴマークのみの応募、キャッチフレーズのみの応募、また、どちらも応募することも可能です。
- (5) ロゴマーク・キャッチフレーズについて、それぞれ 1 人 1 点まで応募できます。1 人 1 点を超える応募があった場合は、受付順で 2 点目以降の作品は応募無効になります。

すので、あらかじめご了承ください。

(6) 応募作品は吉野町町制70周年記念のために作られた未発表のもので、類似がなく、第三者の著作権や商標権を侵害しないデザインであるものに限ります。未発表とは印刷物や映像、WEBサイト等で公表されておらず、また各種コンクール等で入賞していないものを指します。

#### 【ロゴマーク】

- (1) 「70」の文字を使用し、「70」の文字が認識しやすいデザインとしてください。
- (2) ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用、キャッチフレーズ最優秀作品と組み合わせて使用されることを考慮したデザインとしてください。
- (3) 応募の際の下地は白色としてください。ただし、広報媒体での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
- (4) デザインの中に既存のキャラクターやロゴマークを含めないでください。吉野町のマスコットキャラクター（吉野ピンクル）であっても使用できません。
- (5) 電子データで応募する場合は、JPEG、PNG、PDFのいずれかとし、データサイズは10MBまでとしてください。

#### 【キャッチフレーズ】

- (1) 吉野町への愛着、輝かしい未来への想いを25文字以内で簡潔に表現してください。記号やスペースも1文字と数えます。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、記号等を使用できます。ただし、記号は一般的な！や♡等に限り使用可能です。

### 9 選考基準

- (1) 募集要項「1 募集の趣旨・目的」を踏まえたロゴマーク・キャッチフレーズであること。
- (2) 町制70周年を印象付けるロゴマーク・キャッチフレーズであること。
- (3) 吉野町の魅力をアピールできるロゴマーク・キャッチフレーズであること。
- (4) 町制70周年のロゴマーク・キャッチフレーズとして、普及啓発物品等に活用しやすい作品であること。

### 10 選考方法および発表

#### (1) 選考方法

##### ア 一次審査

吉野町町制70周年記念事業プロジェクトチームで審査し、最優秀作品候補を数点

選出します。

#### イ 二次審査

吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ選考委員会により審査し、上記候補から最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点を決定します

#### (2) 結果発表

最優秀作品および優秀作品の発表は、令和 8 年 3 月下旬（予定）に本人に通知するとともに、吉野町ホームページ等への掲載を通じて公表する予定です。なお、入賞されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

### 1 1 表彰

最優秀賞及び優秀賞として、ロゴマーク・キャッチフレーズ各 3 点を表彰いたします。

区分	賞	点数	内容
ロゴマーク	最優秀賞	1 点	賞状、副賞（3 万円分の商品券）
	優秀賞	2 点	賞状、副賞（吉野町の特産品 5 千円相当）
キャッチフレーズ	最優秀賞	1 点	賞状、副賞（1 万円分の商品券）
	優秀賞	2 点	賞状、副賞（吉野町の特産品 3 千円相当）

### 1 2 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の選考・発表、受賞者への通知・表彰以外の目的で使用することはありません。
- (2) 受賞者の発表の際は、受賞者の氏名、住所（市町村名まで）及び学校名等を公表します。

### 1 3 著作権等に関する事項

- (1) 受賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録する権利）は、すべて吉野町に帰属するものとし、受賞者（著作者）は吉野町及び吉野町が指定する第三者に対して、著作人格権を行使できないものとします。
- (2) 下記の場合、選考結果発表後であっても決定を取り消すことがあります。
  - ア 公序良俗に反する場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ウ 受賞作品が既発表のものと同一もしくは酷似している場合
  - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
  - オ 法令または本募集要項に反する場合

(3) 受賞作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、吉野町では一切の責任を負いかねます。

(4) 受賞作品のロゴマーク・キャッチフレーズは、受賞者と協議の上、加工または修正を行う場合があります。

#### 1.4 応募等に関する注意事項

(1) FAX での応募は受け付けません。

(2) 応募に要する費用（デザイン費・郵送費等）については、応募者の負担とします。

(3) 応募作品は提出後に修正はできません。

(4) 送付または送信中の事故や障害等により、応募作品が届かない場合やデータが破損する等のいかなる問題が発生した場合においても、吉野町は一切の責任を負いかねます。

(5) 送付いただいた応募作品は返却いたしません。

(6) 手書きの作品が最優秀賞作品候補に選出された場合は、作画内容を踏まえて、その内容（色や形状）について 著作者と確認作業を行います。その上で、改めて電子データ（PDF や JPEG 等）に変換することとします。

(7) 以下の応募は選考対象とはなりません。

ア 公序良俗に反する場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 受賞作品が既発表のものと同一もしくは酷似している場合

エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合

オ 法令または本募集要項に反する場合

(8) 本募集要項に記載された事項については、今後、吉野町の判断により、変更または追加することがあります。

(9) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

#### 1.5 問い合わせ先

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1

吉野町役場 2 階 町長公室

吉野町町制 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ担当

電話：0746-32-3081

開庁時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※土曜日・日曜日及び祝日は開庁しておりません